

令和4年度第2回岩手県消費生活審議会

日 時 令和4年11月4日（金）

14:00～15:35

場 所 県民生活センター 大ホール

【出席者】

○委員（五十音順）

岡部真由美委員、梶田佐知子委員、菊地清晴委員、佐藤均委員、高橋昌造委員
玉懸隆一委員、松岡勝実委員、望月敦允委員、山口研介委員、山口貴伸委員
吉田敏恵委員

○事務局（岩手県）

浅沼秀行環境生活部副部長
佐藤義房県民くらしの安全課総括課長
大坊真紀子県民くらしの安全課消費生活課長兼県民生活センター所長

1 開 会

○佐藤県民くらしの安全課総括課長

お疲れ様でございます。

ご案内の時間となりましたので、ただいまから、岩手県消費生活審議会を開催いたします。

私は司会を務めさせていただきます、県庁県民くらしの安全課の佐藤でございます。よろしく願いいたします。

本日の委員の御出席でございますが、委員総数 16 名の半数以上の 11 名の出席となっておりますので、岩手県消費生活条例の規定によりまして、当審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、県の情報公開制度の一環として、この審議会の録音、会議録は公開となりますので、御了承をお願いいたします。

2 あいさつ

○佐藤県民くらしの安全課総括課長

それでは、開会に当たりまして、浅沼環境生活部副部長から御挨拶を申し上げます。

○浅沼環境生活部副部長

皆様こんにちは。環境生活部副部長の浅沼でございます。

本来であれば、環境生活部長の福田がこちらに参りまして御挨拶を申し上げるところでございますが、あいにくのところ別の用務がございまして本日は出席できないということでございますので、私の方から御挨拶を申し上げます。

本日、皆様方には、大変お忙しい中、岩手県消費生活審議会に御出席を賜り大変ありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日頃から本県の消費者施策の推進に格別の御協力をいただいておりますことに、この場をお借りしまして御礼を申し上げます。

県内の新型コロナウイルス感染状況が、最近10日以上にわたって、前週の曜日を上回るという非常に予断を許さない状況が続いております。

皆様にも、体調に御留意されながら、感染防止等に努めていただいていること、また、各事業者が非常に経営の苦しい中でも感染対策をし、営業をしていただいているといったことなど、県民を挙げての感染拡大防止対策に対してこの場をお借りして、感謝を申し上げます。

さて、本県におきましては、平成17年に制定をいたしました、岩手県消費生活条例を具体的に展開して、消費者の利益の向上、増進に関する総合的施策を推進するため、令和2年度に、岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）を策定いたしました。

この計画におきましては、消費者被害の防止等の取り組み、くらしの安全を実感できる岩手を基本目標として、各種施策を展開しているところでございます。

また、本年の4月には成年年齢が18歳に引き下げとなりましたことから、若年者への普及啓発、消費者教育の充実を図って参りますとともに、持続可能な社会の実現に向けまして、エシカル消費の普及啓発などが必要となってきております。

今後も引き続き、そういった取り組みを推進して参りたいと考えているところでございます。

本日は、岩手県消費者施策推進計画の令和3年度の事業評価結果につきまして、御説明させていただきますほか、今年度の上半期の消費生活相談の状況、希望郷いわてモニターアンケートの結果などにつきまして、御報告をさせていただくこととしておりますので、様々な観点から、忌憚のない御意見を頂戴できればと考えております。

結びとなりますが、委員の皆様には、県民の消費生活の安定と向上のため、今後も一層の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしく申し上げます。

○佐藤県民くらしの安全課総括課長

会議に入ります前に今回が改選後の最初の出席となる委員の皆様を御紹介申し上げます。梶田佐知子委員でございます。

佐藤均委員でございます。

以上2名の方となります。よろしく願いいたします。

3 議 事

- (1) 岩手県消費者施策推進計画（2020～2024）の評価について
- (2) 令和4年度岩手県における消費生活相談の概況について
- (3) 消費生活に関する意識調査結果について

○佐藤県民くらしの安全課総括課長

それでは、ただいまから3の議事に入らせていただきます。

条例の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、山口会長にお願いいたします。

○山口会長

当審議会の会長を務めております、山口研介と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日はお忙しい中、お集まりいただきました委員の皆様、ありがとうございます。

本日の会議でございますが、午後3時半の終了を目途に進めさせていただくことになっております。

委員の皆様には積極的に御発言をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

では以降、座って、進めさせていただきます。

まず、議事録署名人の指名についてです。

審議会運営規程により会長が指名することになっています。

本日にしましては、梶田佐知子委員と、菊地清晴委員の御二人を議事録署名人に指名いたしますので、何卒よろしくお願いいたします。

では早速議事に入って参ります。

岩手県消費者施策推進計画2020から2024の評価について、事務局から説明をお願いいたします。

○大坊県民生活センター所長

県民生活センター所長の太田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

資料は1-1の令和3年度事業評価と、1-2の主要指標事業評価一覧表、1-3の参考指標実績一覧表の三つとなります。

初めに資料1-1を御覧いただきたいと思います。

左側に、計画に定めている、I商品やサービスの安全の確保から、下の方に行きまして、V市町村関係機関等との連携協働まで、五つの施策の方向と、それぞれの具体的な施策を記載しております。

その右側に、令和3年度の事業の評価を取りまとめた総括表を記載しております。

表の見方でございますが、主な取り組みの欄には、左側に記載しております推進計画の具体的な施策について、それぞれ主な取り組みを、一つか二つ記載しております。

その右側に事業評価という欄がございます。計画で定めている主要指標の数と、令和3年度の評価の結果を記載しております。A B Cの基準につきましては、上の方に記載しておりますが、目標値に対する達成度が100%以上だったものがAで、80%以上100%未満だったものがB、80%未満だったものはCと評価をしております。

全体としましては、一番下に合計がありますけれども、36個で、一つ情報提供回数という指標が再掲となっておりますので実質35になりますが、そのうちAが26個、Bが7個、Cが3個となっております。

その右側に主要指標（指標名）という欄がございますが、これは、具体的な指標をすべて記載しております、BとCだったものには下線をつけております。

一番右に参考指標数とありますのは、後程資料1-3で説明をさせていただきます。

次に資料1-2を御覧いただきたいと思います。こちらが個別の評価の結果になっております。こちらの方の表の見方ですが、左側の6番目辺りに番号というのがありまして、1番から35番まであります。その隣に指標名を記載しておりますので、この順番に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず、1番から5番までは、商品やサービスの安全の確保に関する指標となっております。

番号1と2の「消費生活用製品安全法に基づく立入検査」は、商品等の安全を確保するため、家庭用圧力鍋等の特定製品については技術上の基準をクリアしPSCマークが表示されているか、石油給湯器等の特定保守製品については保守情報等が表示されているか等を、販売事業所に立ち入り検査を実施しているものです。どちらも、年度ごとに対象店舗を定め計画的に実施しているものですが、令和3年度は、立ち入りした事業者に検査対象製品がなかったり、新型コロナの感染拡大により一部の検査が実施できなかったこと等により計画を達成できなかったものです。

番号3「試買テスト」は、製品事故の防止のため、センターで毎年度1品目を決めて実施しているもので、令和3年度は使い捨てカイロについて実施し、結果を公表しました。1階の展示ホールにも掲示しております。

番号4、5の「ガソリン及び灯油価格の調査回数」は、毎月、4広域振興局で販売店の価格調査を行い、調査結果をホームページで公表したものです。

番号6から8までは「消費者と事業者の取引の適正化」に関する指標です。

番号6の「家庭用品品質表示法に基づく検査」は、消費者に商品選択のよりどころを与え、かつ品質に即した合理的な使用を可能とする情報を提供するため、政令等で指定された製品について品質や使用上の注意など法令で定める事項を表示することとされているもので、令和3年度は繊維製品の帽子と雑貨工業品のバケツについて検査を行いました。

番号7、8は単位価格表示に関するものです。単位価格表示は、商品に「100g当たり何円」といった計量単位当たりの価格を併せて表示し、価格の比較を分かりやすくすることで、消費者の選択の利便を図ることを目的とし、岩手県消費生活条例で努力義務と定めているものです。県の告示により、一定以上の売り場面積300㎡以上の店舗を対象とし、37品目を指定しております。令和3年度は対象の507店舗中、回答のあった410店舗のうち、取組店舗は224店舗54.6%で、B評価となっております。

単位価格表示の実施率の高い品目は、肉・魚等で、一方低い品目は玉ねぎ、粉ミルクな

どとなっております。新たに開店する店舗には、リーフレットを配付するなどし、事業者
に周知と協力を依頼しているところです。

また、調査結果を、ホームページやセンター広報誌にも掲載し、県民に対し制度の周知
を図っております。

次に、2ページをお願いしたいと思います。

番号9番からは、消費者教育の推進に関する指標となっております。

9番は、県が開催する消費者教育関連セミナーの受講者数でございます。
小学生の親子を対象とした教室や高校等でのセミナー、地域での出前講座等を一部オンラ
インを活用して開催いたしました。

令和3年度におきましては、成年年齢引き下げということもありまして、高校での金融
経済セミナーが計画より10回以上多かった等によりまして、受講者数が目標を上回って
おります。

番号10番は、情報提供回数となっておりますが、こちらはくらしの広場モバイル、それ
からホームページ等によりまして、消費者トラブルや製品安全に関する情報提供を行って
おります。

また、年代問わずスマホが普及しているということもありまして、ツイッターやフェイ
スブック等も含めて、様々な広報媒体で、情報発信をしております。

それから11番と12番は消費生活サポーターに関する指標となっております。地域に
おける啓発活動の担い手として、サポーターを募集しておりますが、個人企業合わせて311
人の方に登録をいただいております。

定期的に消費生活に関する情報提供をして、身近な人たちへの注意喚起をお願いしてい
るところです。

次に13番は、県が開催する出前講座ですが、新型コロナの影響で、3年度の申し込みは
目標を若干下回りました。

今年度につきましては、今現在で25回を超えているところでございます。

14番は、教員を対象とした研修会でございます。教育委員会と共催で、オンラインと
集合を併用して開催をいたしました。今年度も同様の方法で実施しております。

15番は知的障がい者の金銭管理に関する情報提供ということで、こちらのセンターで作
成しましたテキスト等を使用して、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所、それぞれ
1ヶ所で出前講座を実施して、知的障がいのある方への金銭管理、それから消費者トラブ
ルに遭わないための注意点などについて啓発を行っております。

16番は、高齢者を対象とした出前講座でございます。令和3年度は、コロナ禍ではあり
ましたが計画通り実施をすることができました。

次に3ページをお願いしたいと思います。

こちらにつきましても、21番まで、消費者教育に関する指標となっております。

17番の高等学校の教員を対象とした研修は、家庭科教員を対象としまして、新学習要領

の内容を踏まえた、消費者教育、消費者トラブルの注意点、成年年齢引き下げ等についての研修を行っております。

18 番から 20 番までは、ルールを守って情報機器を利用することが大切だと思う生徒の割合ということで、小中高等学校で、情報モラル教育を行って普及啓発を行い、高校については、目標を上回りました。

番号 21 の「エコショップいわて認定店舗数」は、令和 3 年度は認定店舗拡大に向け制度の周知や事業者の新規認定手続きの支援を行い、目標店舗数を上回りました。

次に、4 ページをお願いいたします。番号 22 番から 28 番までが、消費者被害の救済に関する指標となっております。

番号 22 の「相談解決割合」ですが、相談を受けた事案のうち、助言、情報提供、あっせん又は他の専門機関の紹介等により解決した割合を「解決率」として示しているもので、令和 3 年度の実績は 95.7%となりました。解決できなかったものとしては、相談者からの情報提供のみで処理・対応を希望されなかったもの、相談者又は事業者と連絡がとれなくなり処理できなくなったもの、あっせん不調となったものがありました。

解決力をより高めていくために相談員の資質向上に力を入れるなど、引き続き相談対応の充実を図ってまいります。

番号 23、24 のスキルアップセミナー及び消費生活相談事例研究会ですが、県及び市の消費生活センター相談員等を対象に月 1 回、年 10 回開催しております。コロナ禍で 5 月・6 月を中止しましたが、7 月以降はオンライン方式も取り入れ開催しました。

今年度も同様の形式で開催しております。遠隔地の参加者は、職場からオンラインで参加する方が多くなっております。

番号 25 の若年者消費者トラブル解決支援弁護士無料相談（通称まてふおん）についてですが、主に若年層を対象とした弁護士電話相談の「まてふおん」を計画どおり月 2 回開催し、相談実績は 73 件、これは一応、若者向けとなっておりますが、30 代以上の方からも相談を受けております。20 代以下の方は 8 件となっております。

番号 26 の多重債務弁護士無料相談は、岩手弁護士会と共同で、県内 8 か所で年間 114 回実施し、439 件相談がありました。うち多重債務は 168 件となりました。

番号 27 の消費者安全確保地域協議会の設置件数につきましては、令和 3 年度は設置した市町村がありませんでした。市町村を訪問した際に状況を聞いたところ、協議会は設置していないけれども既存の会議の枠組みの中で高齢者の消費者被害防止について福祉関係課と連携して取り組んでいるという市町村もあり、また新たな会議を立ち上げることは市町村の方針から難しいとの話もありました。

次に 28 番の地域の福祉関係者を対象とした研修会の開催ですが、こちらは、その 27 番と関連しますが、高齢者の消費者被害を未然に防ぐために、地域で適切な見守りができるように、民生委員やケアマネージャーなど福祉関係者の方を対象とした研修会を、年間 10 回行ったものです。

高齢者の方々は消費者被害に遭っても周囲に相談しない傾向があるとも言われておりますので、周囲の方が気づいて、相談につないであげられるように、引き続き、地域での意識啓発を図ってまいります。

次に5ページをお願いいたします。

29番から35番までは、市町村関係機関との連携協働に関する指標となっております。29番は市消費生活センター訪問ですが、市町村の消費生活センターを設置している市町村等を訪問して、事務職員や相談員と情報交換を行っております。

30番の市町村への助言につきましては、市の相談体制の支援の一つといたしまして、県の相談員を地域担当制としまして、市の相談員さんから照会等があった場合に、助言等を行っているものです。

番号31の岩手県消費者行政推進ネットワーク会議は、市町村や関係機関とで構成しているネットワーク会議を年2回開催し、情報交換を行っております。

番号32の消費者110番は、5月の消費者月間に合わせて、ネットワーク会議構成団体と共同で1日相談会を開催したもので、令和3年度は19件の相談があったところです。

次に、33から35番までは持続可能な社会に向けた取り組みの指標となっております。

番号35の3R（スリーアール）の取組支援は、ホームページ等による制度周知や事業所訪問などにより事業者の取組を支援しました。

番号34は、省エネ行動に関する県民への普及啓発を行い、県民意識調査結果で省エネ活動を実施している県民の割合が88.4%となりました。

番号35のいわて地球環境にやさしい事業所認定事業所につきましては、エコスタッフ養成セミナーの開催等により支援を行い、認定事業所数が目標を上回りました。

以上が、個別の指標についての説明になります。

最後に資料1-3を御覧いただきたいと思っております。こちらが参考指標の一覧となっております。

参考指標といたしますが、計画の中で、例えば事業者への監視指導の件数ですとか、立ち入り件数、相談件数など、取り組むべき事業ではあるものの目標値を立てて、進捗管理をするには馴染まないというものを、参考指標としまして、実績がどのぐらいあったかというのを毎年確認のみしている事業でございます。

詳細についてはセミナーの開催回数ですとか、そういったこととなりますけれども、後ほどご覧いただければと存じます。

以上で、計画についての実績について説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○山口会長

ありがとうございました。

では、ただいまの事務局からの説明について御質問、御意見のある委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

吉田委員お願いします。

○吉田敏恵委員

3点ほど質問します。

まず、資料1-2の1ページの最初の番号1に当たるところですけど、C評価のついてるところで、ここは去年も今年もCで、別に私責めるつもりはないですけど、この事業の概要を見ると、行ってみたらその対象商品がなかったとか、空振り感みたいなのがあって、せっかく計画しているのに、空振りだったのでCになりましたっていうことで、もうちょっと何とかできないのか、だったら対象店舗数を増やすとかすればいいのになと思って、ちょっと理解できなかったので補足で説明してもらおうとありがたいです。そこがまず1点質問です。

それから2点目の質問は、次のページの2ページの、番号で言うと11番ですけども、消費者サポーターが多いのはすごくいいなと思いますし、どんどんこういう人を増やすべきだと思いますが、これは地域に偏りはないのかなと、例えば盛岡だけですごくサポーターが多いけど、意外と県内には散らばっていませんというのであれば、ちょっと目的をなかなか達成できないかなと思うので、地域の偏りなどはどうなっているのかというのをお聞かせください。

それから3点目は、次の3ページですが、17番のところ、私ども生協でも、成年年齢が引き下げられたということで18歳以降のトラブルを心配しています。高校教員を対象にした研修会がやられるってことはすごくいいなと思いますが、これは例えば何校ぐらいの人たちが参加しているのか、どういうことをしているのか。トラブルにならないようにという学習も大事ですが、高校生にはすぐそれを言っても難しいので相談場所がちゃんとあるというようなこととか、きちっとそういうのが高校生に伝わるような内容になっているのか、どのような人たちを対象として学習、研修しているのか、もう少し補足で教えていただければと思います。

○大坊県民生活センター所長

ありがとうございます。

まず、立ち入り検査の1番2番の関係は、御意見ごもつともだと思ひまして、私も資料をまとめていて、ちょっと残念だと思ったところで、何年度に、どこを調査するかという、店舗を計画的に決め、今年度はここの店舗というようになっているために、そこに物がなかったりすると、調査ができなかったということになってしまうので、これについては来年度以降どうするか、考えてみたいと思います。

それからサポーターの地域ごとの人数につきましては、手元に資料がないので、後程回答させていただければと思います。

それから17番の高校教員を対象とした研修会の実施方法につきましては、教育委員会の教育センターが主催している、家庭科教員の研修において、家庭科全般についての研修ですけども、ここの一コマに、消費者教育について設定をさせていただきまして、当セ

センターの職員と、日本銀行盛岡事務所が中心で岩手県金融広報委員会というものがあるのですが、そこで委嘱している金融広報アドバイザーの方が、消費者教育について説明しているものでありまして、内容としては、金融広報アドバイザーの方からは、将来の資金計画の話、当センターの職員からは成年年齢引き下げ、よくある消費者トラブルの事例、トラブルに遭ったときの相談先として消費生活センターがあるというようなことを話して、それを学校でも、生徒に教えていただくようお願いしているところでございます。

それから校数につきましては、少々お時間をいただきまして、後から回答いたします。

○山口会長

では確認している間に他に御質問、御意見があれば伺いたいと思います。

梶田委員お願いします。

○梶田佐知子委員

私は、27番の、各市町村でネットワーク会議について示されて、まだまだできてないところありますけども、私たちが生涯学習文化課と一緒に生涯学習のことで一生懸命各市町村で活動していますが、例えば、どの辺の市町村はこういうのが設置できて、どの辺の市町村は設置できないというのは把握されていますか。

そして、どのようにネットワークがつくられるように周知を図ったのか知りたいです。

○大坊県民生活センター所長

ありがとうございます。

27番の消費者安全確保地域協議会につきましては、主に高齢者の方が消費者被害に遭っても気づかないということや相談に繋がらずどんどん被害が拡大していくということを防ぐためには、地域での見守りが必要だということで、例えば普段、日常で高齢者に関わっている福祉関係、介護関係や家に訪問するような宅配業者とか、そういう民間の方も含めて、高齢者の方たちを地域で見守っていくということが大切ではないかということで、市町村ごとにそのような体制づくりをとということで、協議会を設置してくださいということになっているものでありまして、この協議会で想定されているのが、消費者施策を所管するところが設置するというのが、消費者庁がいう要件の一つになっており、関係機関の見守り体制をやるというようなことを規約ではっきり記載することが、求められております。

実際、現在設置されているのが、矢巾町さんだけとなっております。

市町村から話を聞きますと、消費者政策を担当する課が設置している会議以外で、福祉関係の会議がいくつかあって、そこに消費センターも参加し、実質的には、情報交換が行われているという市町村もあるとの話を聞いています。

こちらとしましては、そういう、地域の方々での見守りがうまくいくように、28番にあるような研修会を開催して、この研修会には民生委員やケアマネージャーなど、市町村で福祉に関わる方に出席してもらい、どういふところから消費者トラブルを発見するかとか、発見した時どのように相談に持っていけばいいとか、そういう見守りの方法などについて説明をさせていただいてきております。

○梶田佐知子委員

もう少し、いろんなところから声をかけることも必要かなと思いました。

というのは、私達も消費者団体として活動していますが、県内の中で寸劇をしたり、各市町村の婦人会が寸劇を作ったり、ストーリーを作ったりして、まず、私たちが騙されないようにしようというところを認識し、それから、全国の婦人会では、大会のようなものをして進めています、社会教育とかに関わっている団体はたくさんあると思う。そういうところを県庁の中で拾っていけば、いろんなところに広報をして頑張ってください、視野を広くするともっといいと思いました。

○大坊県民生活センター所長

ありがとうございます。

私達も普及啓発は、いろいろな団体に協力していただきながら、県だけ市だけではなく、民間の方々と一緒にやらないと効果が上がらないと思っていますので、今いただいたお話はありがたく受け止めさせていただき、今後いろいろなところに声掛けさせていただきたいと思います。

○山口会長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○高橋昌造委員

今、協議会のお話が出ましたが、実はちょっと私も今日調べてきましたが、2021年の5月時点で、本県では本町だけと、それから、東北では23自治体、全国で340自治体でこの協議会が設置されています。

私もこちらにお世話になっているので、是非、まず検討しろということで、設置をさせていただいたのですが、まだ消費者施策は都道府県の仕事だという意識が強いですね。

だから、そういうところもこれから、私ら市町村としても検討していかなければならないと思っているところがございます。

それから、今日ですね、評価基準、私は非常にこの評価基準の、Aが増えて、そしてCが改善されているということは、素晴らしいことだなということで、主要指標のところ見させていただいてですね、これはもう本当に評価に値するのではないのかなと思っています。

○山口会長

ありがとうございました。

何かコメントよろしいですか。

はい。では事務局からお願いします。

○大坊県民生活センター所長

先ほど、後でと申しましたサポーターの人数ですけれども、やはり一番多いのが323人中108人の盛岡市となっています。サポーターがない市町村は7市町村ぐらいになって

おりまして、他は、一関市が 47 人、久慈市が 27 人、滝沢市が 21 人といたるところが多くなっておりますけれども、大体ほとんどの市町村で、1 人か 2 人は登録していただいているという状況になっております。

○山口会長

では関連していても、関連しなくても結構ですので他に御質問、御意見のある方、いらっしゃいませんか。

では、私から一つ。質問をさせていただきます。

資料 1－2 の 3 ページのところの番号ですと、18 番から 20 番に関してのところでも少し教えていただきたいと思います。

この小中高生への、スマートフォンやインターネット利用のルールに関する教育というところですが、これは、消費者問題で多く想定される詐欺被害だとかを想定しているのではなくて、誹謗中傷防止やモラル問題の方に特化した研修をされているのかというのをまず 1 点教えていただきたいです。

○学校教育室

情報の教育につきましては、特化しているところはないですが全般的にはやはりいじめとかそういうところも含めて、問題提供ができる範囲で、児童生徒なので、どちらかというところ、生徒間のいじめの問題が多いので、そちらの研修内容が多くなっております。

また、今年度から新規という形で、情報モラル教育に関しては、学校教育室から、小学校児童生徒から高校のところまで、ワンペーパーで、月 1 回配信しておりまして、そういう機会を捉えて情報モラルに関する教育を進めているところです。

○山口会長

これに関して教えていただきたいのですが、そうしますと、そういった、情報モラルとかですかね、いじめ防止のような講習をするにあたって子供たちに伝える内容というのは、オリジナルで作成をされているのか、それとも何かしらの専門家の意見を踏まえた資料などを準備されているのかということも教えていただけますでしょうか。お願いいたします。

○学校教育室

情報モラル教育に関しましては、国からの通知等もありますので、そういう通知を学校に周知を図ったりする場合がありますし、新規と書いてある情報モラル教育に関しましては、こちらで作ったものを配信しているものもあります。

いろいろな形を踏まえて、児童生徒に情報提供できるように努めているところであります。

○山口会長

佐藤委員お願いいたします。

○佐藤均委員

今、学校関係の話題ですので、私は校長会の方の代表で来ていますので、いくつかお話

したいと思います。

私は小学校ですが、現場ではどうしているかということですが、まず盛岡の場合は盛岡市でルール5箇条ということで、全家庭に資料を配布しています。

各市町村でいろんな約束を決めています。

岩手県の場合は教育振興またPTAで、教育振興の重点が今、情報教育指導ということが柱の中の一つに入っています。

現場では実際どうなっているのかといいますと、いろんなやり方がありますが、岩手県の教育センターから講師を呼ぶ、それからN T Tの出前講座を使う、その他いろんなN P Oからの案内も来ますし、消費者センターからの案内も来ますので、その中から学校で選択して、情報教育を行っている。それが実際です。

内容はどのようなものかといいますと、子供たちは、やはり、いじめとか誹謗中傷、そういうマナーですね、それから、今、子供たちはゲームで課金ができるということで、そのことについても指導をしています。

それから見知らぬ人との情報交換による性被害や、予防、そんなところも、指導しているのが実際のところですよ。

職員もそういうところに慣れてきて、学校の中で情報担当が、いろんなネット資料や冊子を使って、学級単位で指導をしたり、また、私がやったことがあるのは、結局、子供だけではなくて、保護者も含めなければいけないということで、PTAへの学習会という形で、4、5、6年生を体育館に集めて、その保護者も集めて、一緒に県の担当からお話を聞くとか、各学校でいろんな工夫をして子供たちを守ろうと努力しているところです。

○山口会長

ありがとうございました。

事務局お願いします。

○大坊県民生活センター所長

先ほどの吉田委員からの御質問の高校教員の人数でございますけれども、申し訳ございません、ちょっと私の説明でずれていたところがありまして、この研修が小中高の家庭科教員を対象とした研修を総合教育センターで実施していただき、そこで、先ほど申しましたように消費者教育について説明の時間を設けさせていただいたところでありまして、ここに、参加した高校の教員はそのリーダー教員ということで指名されている先生2人ということでございました。

○山口会長

吉田委員、よろしいでしょうか。

他に、もう少し時間ございますが、何かご質問やご意見ございませんでしょうか。

松岡委員お願いします。

○松岡勝実委員

資料1-2の1ページで、番号4番、5番ですね、生活関連物資の安定供給、価格の安

定化というところで、レギュラーガソリンの価格の調査回数と灯油価格の調査回数が、いずれも目標達成ということで、それについてどうこうというわけではないのですが、ちょっとこれは質問というか教えていただきたいのですが、事業の概要としては、生活関連物資等の価格の安定に資するため、消費者が高い関心を持ちかつ消費生活云々について、毎月価格調査を実施し、情報提供に取り組んだと、これ自体が事業ですね。そうするとそこで今後の方向ということで、最近本当にガソリンが上がったりして、非常に県民も関心のあるところだと思います。

それで今後原油高騰に関連した国などの動向を注視しながら、実態の把握及び情報提供に取り組むとありますが、これは価格調査を実施して、それ以降何かあるのでしょうか。

実施したということだけがその主な目的であって、例えば県のある地域が非常に上がってこれぐらいの値段になっているとか、公表をするとか、或いはちょっと行政的にどのようなものになっているのかわからないですが、注視という言葉も使われていますが急激に上がっている地域を注視するとか、或いは監視をするとか公表するとか、何か行政的な面での施策というのは、特別にあるのかどうかを一つお伺いしたいということ。

もう一つは、5ページの番号29、30で市町村等の訪問とか助言ですが、実際どんな助言をしたか、どんな情報交換をしたか、具体的などころをお話を聞ければと思います。

○山口会長

事務局お願いします。

○大坊県民生活センター所長

まず、灯油価格、ガソリン価格の状況でございますが、こちらにつきましては、毎月調査を実施して、公表については県のホームページの消費生活のところで公表させていただきますとともに、記者クラブにも提供しているところでございます。

それから次の市町村への助言につきましては、市町村の相談員が相談を受けていて、判断に困ったときに、県の相談員の、地区担当で決めている方に電話をいただきまして、その相談に応じて、どのようにしたらいいのか助言等を行っているものとか、あとP I O N E Tという全国的に情報共有するための情報システムがありますけれども、その入力の仕方についてのご相談を受けて、こちらから助言するといったようなところがあると聞いております。

○松岡勝実委員

そうするとガソリンについては、調査を実施して公表をするということで安定化を目指すということの理解でよろしいですか。

○大坊県民生活センター所長

調査したから価格がどうにかなるかということ、ちょっと難しいところはありますけれども、月に1回調査をさせていただくことで、こういう情勢ではあるが、便乗値上げのようなものの抑止になっているところも調査目的の一つになっていて、監視というような意味合いでやっているものでございます。

○松岡勝実委員

はい。わかりました。そういうことだと、よく理解できました。ありがとうございました。

それで市町村等については技術的なそういったパイオネットの入力とか技術的な点が多いということで理解してよろしいのでしょうか。

ちょっと何かいろいろ特殊というか、いろんな普通の消費生活相談がすごく入ってきているのかなという。そういう意味で、質問させていただきました。

○大坊県民生活センター所長

市町村で相談を受けているものにつきまして、どのような助言をしたらいいだろうかとというような御相談もあると聞いております。

○山口会長

他には御質問、御意見ございませんでしょうか。

はい。では、少し進行させていただきます。

議事の(1)、岩手県消費者施策推進計画の評価についてという部分でございますが、こちらについては、事務局の説明の通り確認をしたということで、よろしいでしょうか。

それでは、この令和3年度評価については事務局のご説明どおりとさせていただきます。

次に、議事の(2)令和4年度岩手県における消費生活相談の概況についてに入ります。

事務局から御説明お願いいたします。

○大坊県民生活センター所長

それでは、資料2をお願いいたします。

令和4年度の岩手県における消費生活相談の概況についてご説明をさせていただきます。

この資料は、県民生活センターと県内11ヶ所の市の消費生活センターで受け付けた9月30日現在の相談情報ネットワークシステムに登録されたものを取りまとめたものでございます。

初めに、1の相談件数ですが、令和4年度9月末現在で4,751件ということで、前年同期と比較しますと、6%ぐらい増加しているところでございます。

次に、2の相談の特徴についてですが、商品及びサービス別では、表に記載のとおり、多いものを挙げてございます。

このうち商品一般とありますのは、例えば購入した覚えがない商品が届いたとか、クレジットカードに覚えのない請求があったとか、そういった相談が多くなっております。それから、工事・建築とありますのは、例えば保険を使って雨樋の修理ができるというようなことで勧誘されて契約をしたところ実際は保険対象外だったとか、住宅リフォームの工事を契約したのに施工不良だったとか、そういったような相談が多くなっております。

インターネット接続回線につきましては、電話料金が安くなると言われて、光回線をアナログ回線に戻す契約をしたところ、実際の請求は高くなったといったような相談が多くなっております。

次に、当事者の年代につきましては、例年と同様に60歳代以上が4割を占めておりまして、前年同期よりも200件近く増加しております。

一方、20代以下は、前年同期より5件増加しておりますが、20歳未満は28件減少しております。

次に販売購入形態別では、通信販売に関する相談が約3割を占めております。

主な相談内容としましては、化粧品や健康食品の格安の広告を見て、1回きりというつもりで申し込んだところ定期購入になっていたとか、ネットで購入した商品が粗悪品だったり偽ブランドだったといったような相談が多くなっております。

裏面の方をご覧いただきたいと思います。

今年の2月から実施している電子メールでの相談受け付けにつきまして記載しております。

こちらは月平均3、4件で、年代としては、各年代から受けております。

最後に、3番の、まてふおん、多重債務相談の状況についてですが、まてふおんといいますのが、若者向けの無料弁護士電話相談として、月2回実施しているものでございますが、30才以上の方からの相談も受けております。

今年度の相談件数は、9月末で45件、20歳以下からは6件となっております。

多重債務弁護士無料相談は、岩手弁護士会と共同で、県内8ヶ所、年間114回の計画としております。

今年度は、224件、うち多重債務の相談は90件で、多重債務の相談は、前年度に比べて増加傾向にございます。

多発している消費者トラブルにつきましては、テレビCMやSNS、広報誌などで注意喚起を行っているところでございまして、引き続き、トラブル防止のための啓発をしたいと考えております。

説明は以上になります。

○山口会長

ありがとうございます。

では、ただいまの御説明について、御質問、御意見のある委員の方、お願いします。

山口委員、どうぞ。

○山口貴伸委員

メール相談の受け付けのことです。

始まってから、件数も増えてきて、すごくいいことだなと思っています。

是非これは積極的に取り組んでいけるように、いろいろ環境を整えていかれた方がいいのではないかと、これは意見です。

去年、若い人が中心でメールするのではないかという話もあって、いろいろ議論してきた経過があったと思うのですが、やはりこうして見てみると、全年代というか満遍なく来ていると思いますね。ということは、やはりメールというのは、今の社会にとって必要な

ツールであって、ここをきちんと押さえておかないと、いろんなことにアクセスができないという前提になっているのではないかなと思いますので、このところは、是非、取り組んでいただきたいなと感じたところです。

それから、もう一步進めて、これをできれば双方向で、できるようなことは考えられないのかということも検討していただければいいかなと思っています。これも意見です。

次に質問ですけれども、メール相談をやってみて何か不都合なことがあったのかどうか、お聞きしたいというところと、もし今後双方向でやるにあたって、何か不都合、或いは、支障が出ると考えられることがあるのかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

○山口会長

事務局からお願いします。

○大坊県民生活センター所長

ありがとうございます。

メール相談の受け付けをしてみまして、最初にくる内容というのが、本当にざっくりとした相談になっておりますので、実際のところ、電話をかけていろいろ聞かないと助言ができないところがございます。

今、制度としては、メールでの受け付けはしますが回答はご本人の都合のいいときに相談員から電話をさせていただくことにしているので、今のところは、不都合等は生じていないところですが、これが双方向でといったようなことになると、何回もやりとりしないと事実関係が把握できず、的確な助言は難しいのではないかと思いますので、そういうところが課題といえます。現在、LINEでの受け付けに取り組んではどうかということで、消費者庁で幾つかの県で実証実験をしていることもあるのですが、やはり何回も何回もやりとりして、本当に駄目だった時は電話に切り換えるということなので、そういう方法についても、今後検討していかなければと考えているところでございます。

課題とすると、やり取りのところで1人の相談員が拘束されるところや、相手方が即時の返信を求めるところもありますが、相談員が在席している時間で受けるということになると思うので、LINEだからといって時間にかかわらず受けられるというものではないということも御理解してもらわなければいけないところが課題と考えていますので、説明をしながら進めていく必要があると考えます。

○山口会長

ありがとうございます。

委員どうぞ。

○山口貴伸委員

ホームページだと、メールを受けて電話で回答しますと書いていて、メールでの添付ファイルは見ませんと、セキュリティの問題あるからということになっているのですよね。ちょっと詳しいそこのハードルがよくわからない。

例えばZoomであれば、IDとパスワードでやりとりをして、顔を見て相談するとい

う形でも、会議とかでやっているわけですが、事前にいろいろ住所とか個人情報を取得しているはずで、さらに顔を見てやるということだから、県民性から成りすましとか意図的に悪意を持って貶めようとかそういう人はあまりいないと思うのですが、だから、こういったアクセスのメニューを増やすということは、印象もすごくよくなると思いますし市町村への波及効果などもあると思うので、今年は多分このペースで40件ぐらいは受けると思いますけれども、そのうちの1人でも2人でも、そういったものを利用できるように、考えていただければいいかなと思います。

○山口会長

ありがとうございます。

事務局の方でコメントは大丈夫でしょうか。

○大坊県民生活センター所長

ありがとうございます。

消費者庁でも相談のデジタル化ということで、今ある情報ネットワークの見直しも検討しておりますので、そういったところで、相談の受け方の改善について、出てくるかと思うので、そういうところも勉強しながら、利便性のいいように考えていきたいと思います。

○山口会長

ありがとうございます。他に御質問、御意見ありませんでしょうか。

梶田委員どうぞ。

○梶田佐知子委員

こちらの方に相談電話をかけてくる方は、例えば家族4人がいれば、1人の人だけが悩んでいて、相談をかけてくるのか。それとも家族の中で相談して、それで相談事としてかけてくるのか、どちらが多いのでしょうか。

○大坊県民生活センター所長

相談記録を拝見する限りでは、御自分が困って電話をしてくたり来所したりすることが多いですけれども、その方が高齢だったり子供だったりしたときには、その家族の方が、自分の親のことなのですけどと言って相談してくることもありますので、そういった時は家族で消費者センターに相談してみようかというような話があって、かけてきているのではないかと解釈しております。

どちらが多いかという、御自分でかけてくる方が多いかと思います。

○梶田佐知子委員

私、先ほどからお話を聞いていて、小中高生の方たちにスマートフォンのこととか、御指導されているのも、その父兄の方に御指導されているのもすごく頭が下がるのですが、最終的には、そういう決まりごととか、そういう話し合いは親子だったり、家族だと思っらうんですね。

家族の中で約束事を決めたり親子で使い方を決めたり、それができないからこうやって問題になっているんだよというそこもわかるんだけど、やはりだまされたり、家族には

話できなくて、相談したりする人もいるだろうけれども、でも最終的には、やはり家族なんだから、そこでみんなで相談できるような、そういうことの御指導もいただけるといいなあと思いました。感想です。

○大坊県民生活センター所長

ありがとうございます。

今、委員さんがおっしゃったように、実は子供さんでも、親御さんのスマホを使って、ゲームにたくさん金額を課金して、それを請求されて、親御さんがびっくりして相談してきたりというようなところもあるので、スマホの使い方とかもはじめ、子供さん本人だけではなく、親御さん世代の方にも、普及啓発していかなければならないなと感じておりますし、高齢者の方は、トラブルにあっても人に迷惑をかけたくないからと言って、自分で抱え込んで秘密にしているということも多いというように聞きますので、その辺を、時々何か変なものが家に届いていないかとか、そういったところで家族の方か近所の方が見守れるような地域づくりというものも大切だと思っております、そういったところの研修とか、出前講座等も実施していきたいと考えております。

○山口会長

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

望月委員。

○望月敦允委員

一応相談を担当させてもらっている側ですので、いろいろ思うところが、ここら辺の項目にはありまして、まず、いろいろ相談できる窓口が増えるということは非常にいいことだと思っております、その意味でいうと、メールというところもわかるのです。

そういうところが一つのツールとして出てくることは、非常にいいなと思うのですが、他方で、自分がメールで対応するという場面で相談員側の目線で自分がどうかと考えたときに、回答がかなり、証拠として、記録として残ってしまうところがあって、言葉足らずの場面というのはいつでも出てきてしまうし、打ち間違いという問題もあったりして、取り返しのつかないミスや、口頭で話していれば修正がきくところも、書面で一方的に送るというやりとりをしているとミスに気づかないという場面も相当程度出てくると思うんです。

得てしてこう複雑化した問題というのはメールでの解決は困難で、どこかでお会いして処理をするということが絶対に必要になってくるわけです。

メールで問題を解決できるというのは、逆に言うと非常に簡単な問題であることが多くて、そういうところが解決というところはいいと思うんですけれども、ケースバイケースの対応というのを考えておかないと、非常に相談員の負担が増えてしまうのかなというような印象は持ちます。

相談者の希望とニーズというのが人によって非常に差異が大きいのかなというのを感じているところですし、どうしても秘密にしたいという方もいるし、家族で相談してこれら

る方ももちろんいるし、なかなか統一的な見解というのは難しく、目の前の人は何を求めているかというところから考えていくような形、入口をいろいろ設けるのがいいと思いますが、対応というのは、柔軟に対応できるようにしておかないと、方向性がかみ合わない話になっていくという場面は起こりうるのかなという印象を持っています。

○山口会長

はい、望月委員ありがとうございます。事務局からございますか。

○大坊県民生活センター所長

ありがとうございます。

委員さんがおっしゃるように、メールですと記録に残りますので、慎重に言葉を選んで回答する必要があるということから、他者のチェックが必要になってくると思うので、その即時性という点では課題がありますが、そこは相談者の方にも我慢していただかなければならないかなというところもあると考えております。

複雑な案件は書類を持ってきてもらい、それを見ながらというところも必要かと思えますので、どういうものをメールでできて、ここを超えたらメールではできないというところのルールづくりというの、今後考えながら進めていきたいと考えます。

○望月敦允委員

本当にそれが大事だと感じていて、メールでやると決めたらメールでやるみたいなやり方でやっていくと多分うまくいかないと思われて、状況に合わせて柔軟に変更が効くようなシステムにしておかないと、なかなか担当する側が苦しくなってしまうと思います。

○山口会長

ありがとうございます。

時間のないところ申し訳ないですが、ちょっとだけ教えてください。

この年齢別の統計をとっていただいているのですが、これは、子供の問題を親が電話をかけてきたときに、親の年齢で統計をとっているのか子供の年齢で統計をとっているのか教えていただいてもいいですか。

○大坊県民生活センター所長

当事者ということになりますので、子供さんの問題を親御さんが相談してきたときは子供さんの年齢でとっております。

○山口会長

ありがとうございます。

もう1点だけ教えてください。

一番、若くて、どのぐらいの相談があるかというのは、おわかりになりますか。

○大坊県民生活センター所長

はっきりした年齢は、手元にはないですが、小学生の親御さんからの相談が、ゲーム課金の関係であったように記憶しております。

○山口会長

わかりました。そこら辺の実態をお聞きしたかったので、ありがとうございます。
最後に私から質問してしまって申し訳ないですが、議事を先に進めさせていただきます。
では、今ご説明があった消費生活相談の概況についてもご説明通りということで確認させていただきます。よろしいでしょうか。

次に、議事の（３）消費生活に関する意識調査結果についてというところです。
事務局からご説明お願いいたします。

○大坊県民生活センター所長

それでは、資料３をご覧くださいと思います。

この調査は、今後の消費者施策の参考とするために、今年の６月、希望郷いわてモニターの方２００名を対象として実施しまして、１７７名の方に回答をいただきました。

集計につきましては、前回実施したものの令和元年度と比較できる部分は、比較で表示しております。

１ページ目の７に、回答者の属性を記載しておりますが、年齢は、（１）のところに記載のとおりでございまして、３０代から５０代までの合計と、６０代以上の合計の方が大体同数となっております。

それから２ページをお願いいたします。

性別では女性が少し多くなっております。職業としては、会社経営・役員、それから⑥のパート・アルバイトまでの特定の仕事に就いている方が６割となっております。

次に、調査結果についてですけれども、３ページを御覧いただきたいと思います。

問１では、相談窓口の認知度を聞きました。

（１）で、消費生活センターについては、前回同様、約８割の方が知っているとの回答でありました。

（２）として、消費者ホットライン１８８については、今回初めて調査しましたが、約６割が知っているとの回答でございました。

次に４ページをお願いいたします。

問２では、関心のある消費者問題、消費行動について聞きました。

前回と同様に、②の悪質商法の手口と対策、それから③のインターネット利用によるトラブルを選択した人の割合が高くなってございました。

前回との比較では、多重債務問題を選択した人の割合が大きく増加してございまして、食品の安全性に関する問題を選択した人は、減少となっております。

次に５ページをお願いしたいと思います。

問３では消費者トラブルに遭わないために重要と考えるものについて聞きました。

前回と同様に、①の消費者自身が知識を身につけて注意するというのが最も多く、⑤の学校等での消費者教育、⑦の悪質な事業者への規制指導の強化を選んだ方が増えてございました。

６ページをお願いいたします。

消費者教育についてですが、問4の(1)では、消費者教育で重要と考えるものを聞いておりました。

②の法律の知識、③の悪質商法の手口と対処方法というところを回答した割合が高くなっていて、前回と比較しますと、⑧の相談窓口の周知が増加しまして、①の安全・安心な商品の選び方が減少しておりました。

次に7ページをお願いいたします。

(2)では消費者教育を受ける場として重要なものを聞いたところ、①の家庭、②の小中学校高校と回答した方の割合が高くなっておりました。

前回と比較しますと、②の学校が増加して、⑤の地域が減少しておりました。

次に8ページをお願いいたします。

(3)で、エシカル消費で心がけていることについて聞きましたところ、④の地元製品の購入、⑤のレジ袋過剰包装の辞退、⑥の食品ロスの削減、⑦の家庭での節水節電というのが多くなっておりました。

次に9ページをお願いいたします。

問5では、消費者問題に対する行政の取り組みについて、調査をいたしました。

(1)で、県が実施してきた取り組みの認知度を聞きましたところ、アのパンフレットチラシ、テレビCM等の広報啓発につきましては、④の見たことがないと回答した方は1割未満になっていましたが、①の見たことがあり注意喚起や啓発の内容を理解していると回答した方は3割にとどまっておりました。

10ページをお願いいたします。

イの出前講座、消費生活セミナー等の消費者教育につきましては、①の参加したことがあると、②の参加したことはないがどういう内容か知っているを合わせて3割となっております。

ウの消費生活相談につきましては、利用したことがあると、利用したことはないけど、窓口があることは知っているを合わせると、7割以上となっております。

11ページをお願いいたします。

(2)で、行政の取り組みで重要と考えることについて聞きましたところ、⑪の悪質な事業者への指導、取締りの強化を選択した方の割合が、前回よりは減少していますが、最も高く、次いで①の事故やリコールなどの情報提供、④の学校等での消費者教育の充実、②の紙媒体での注意喚起、広報啓発の強化が多くなっておりました。

前回との比較ですと、③の電子媒体での注意喚起、広報啓発、④の学校等での教育、⑨のメールやSNSによる常時の相談体制というのが増えておりました。

今申し上げたようなところを、次ページの相談結果の分析のところに記載しているところでございます。

最後に13ページの4というところを御覧いただきたいと思っております。

調査結果を踏まえての今後の施策の方向についてでございますが、まず情報提供につき

ましては、相談窓口の認知度は高くなっておりますが、広報や啓発の内容を十分に理解しているかというところではないということから、ホームページやSNS等も活用しまして、より利用しやすく、わかりやすい情報提供に努めて参りたいと考えております。

消費者教育につきましては、家庭や学校での教育が重要視されているということと、法律知識や、悪質商法への対処についてのニーズが高いということから、教育委員会や民間団体と連携しながら、若年者や保護者等を対象とした取り組みの強化を検討していきたいと考えております。

エシカル消費の普及啓発につきましては、消費者の関心を高めて行動に繋がるよう小売店等とも連携した取り組みを検討していきたいと考えております。

最後に、電子メールやSNS等による常時の相談体制というニーズも高くなってまいりましたが、現在実施しているメールによる相談を周知するとともに、現在消費者庁で検討している相談対応のデジタル化の動向も注視しながら、受け付け体制の充実を検討して参りたいと考えております。

説明は以上になります。

○山口会長

ありがとうございました。

ただいまのご説明について御質問、御意見のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。はい。どうぞ。

○高橋昌造委員

説明の最後の13ページの、今回の調査結果を踏まえた施策の方向性について、私はこのことにすべて尽きると思うのです。

そこで、お願いしたいのが三つあるのですが、成年年齢が引き下げられたことによって、小中高校生の消費者教育がこれから重要になると、さらに今後、若年層への取り組みの強化をお願いしたい。

二つ目は、SDGsの推進からもエシカル消費、これは重要施策であるので、今後、普及啓発に力を入れて、取り組みをお願いしたい。

最後の三つ目は、相談件数は60歳以上が全体の6割を占めていることから、高齢者の被害防止のための施策の強化をお願いしたい。

お答えは結構ですので、私からはこの3点ですね、しっかり取り組んでいただくようお願いをいたします。

○山口会長

御意見ありがとうございます。

他に御意見、御質問のある方いらっしゃいますか。

○望月敦允委員

エシカル消費の関係、SDGsの関係なのですが、時勢の流れで、いろいろそちらに今注目が集まる状況になっていると思うのですが、あまりこういう言い方が適

切かわからないですけども、商品に付加価値をつける一つの要素になってくるのだと思うんですね。

岩手の商品、僕は静岡出身の人間なので、岩手で生活するようになって非常に住みやすく、おいしいものとか、いいものがいろいろあるなど感じているところがあるんですけども、失礼かもしれませんが、商品の売り出し方というのがあまりうまくできてない。

もっと本当は売れるというか皆からの支持を受けてもいいような商品がすごく多いというのを感じておまして、弁護士ですけどもこの仕事をしていると、小売の方たちでのごくお酒づくりとかでいい仕事している方とかでも苦戦している方を見るわけですよ。

その商品が悪いというよりもやっぱりアピールの仕方のところでも苦戦していたりするのかなというのをすごく感じていて、いいものが埋もれていってしまっているのかなという印象は結構持つ場面が多いです。

そういった人たちがどうやって表舞台に出せばいいのかと言われると、僕にいいアイデアがあるというわけではないんですけども、このSDGsとかそういう地産地消といったような辺りを絡めて、表舞台に引き出してあげることで、この県を活性化できるような要素というのがかなりあるんじゃないのかなという思いは日々感じているところでして、どういう構造にすればいいかはわからないですけども、例えば僕のところにも相談に来てくれるその小売の方とかを、誘導できる先とかがあったりして、明らかにいい商品を作っている方たちとかがいるものですから、連携できるようなシステムができていくといいなと感じております。

○山口会長

ありがとうございます。

○高橋昌造委員

おっしゃるとおりですね、これはもう生産者と消費者、私らもですね、行政とか、介在する人たちもですね、しっかりこのことを踏まえて、望月先生からはいい御提案があったので、私らも例えば、農畜産物であれば農協とかですね、そういう生産者、消費者、そういった介在をさせて、うまくエシカル消費につなげるようにやっていきたいなど、これは私は行政の立場としても、今後しっかり取り組んでいきたいなと思っております。

○山口会長

高橋委員ありがとうございました。

事務局、コメントございますか。

大丈夫でしょうか。

○大坊県民生活センター所長

今、委員さんがおっしゃったように、事業者と連携をした取り組みというの、必要になってくるかと思っておりますので、私たちも消費者の方への呼びかけだけではなく、事業者の方の取り組みの促進、取り組みをしているところのPRですとか、そういったことにも取り組みながら、さらに、エシカル消費が進むように、工夫していきたいと思っております。

○山口会長

ありがとうございます。

他には大丈夫でしょうか。

では議事の（３）消費生活に関する意識調査結果についても、御説明のとおり、確認をしたということにさせていただきます。

4 その他

4 その他というところに入りますが、委員の皆様から何かこの場でということはございませんでしょうか。

大丈夫ですかね。

では特にその他の部分もなさそうですので、皆様積極的な御発言ありがとうございます。

事務局にお返ししますので、よろしく願いいたします。

5 閉 会

○佐藤県民くらしの安全課総括課長

山口会長、大変ありがとうございました。

それでは本日の審議会をこれで終了させていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。